国税通則法施行令第五条第六号	又は当該	又は地方法人税	若しくは我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第六条第十四号（定義）に規定する防衛特別法人税中間申告書（以下「防衛特別法人税中間申告書」という。）の提出又は次に掲げる
国税通則法施行令第十三条第二項	に定める期間	定める時	定める時（防衛特別法人税中間申告書にあつては、防衛特別法人税課税事業年度（特別措置法第十一条（課税事業年度）に規定する課税事業年度をいう。以下同じ。）（特別措置法第六条第七号に規定する通算子法人が提出すべき防衛特別法人税中間申告書にあつては、その防衛特別法人税課税事業年度の開始の日の属する当該通算親法人の防衛特別法人税課税事業年度）の開始の日から六月を経過する時）
国税通則法施行令第十三条第二項	に定める期間	、地方法人税又は防衛特別法人税	に定める期間（次条第二項に規定する納付中間防衛特別法人税課税事業年度の防衛特別法人税課税事業年度による申告書の提出期限までの期間）
国税通則法施行令第十四条第二項	国税と	国税及び	国税及び納付中間防衛特別法人税（防衛特別法人税中間申告書の提出により納付すべき防衛特別法人税及び当該防衛特別法人税に係る修正申告書の提出又は更正により納付すべき防衛特別法人税をいう。）と
相続税法施行令（昭和二十五年政令第二十一号）第一条の十第五項第二号	地方法人税の額	地方法人税の額	地方法人税の額、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額
相続税法施行令第三十三条第一項第二号	地方法人税の額	地方法人税の額、特別措置法の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額	地方法人税の額、特別措置法の規定を適用して計算した防衛特別法人税の額
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九条の七第二項	地方法人税控除限度額	地方法人税控除限度額及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この項において「特別措置法」という。）第十六条第一項に規定する防衛特別法人税控除限度額	地方法人税控除限度額及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この項において「特別措置法」という。）第十六条第一項に規定する防衛特別法人税控除限度額
	計算した金額	計算した金額及び防衛特別法人税に関する政令（令和七年政令第百三十四号）第三条第三項の規定により計算した金額	計算した金額及び防衛特別法人税に関する政令（令和七年政令第百三十四号）第三条第三項の規定により計算した金額
	）及び	）並びに	）並びに
地方税法施行令第四十八条の十三第二項	並びに地方法人税法第十二条第一項及び第二項	、地方法人税法第十二条第一項及び第二項	、地方法人税法第十二条第一項及び第二項の規定並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第十六条第一項及び第二項

地方税法施行令第五十七条の二	の規定を	（防衛特別法人税に関する政令第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定を	
地方税法施行令第五十七条の二の二第一号	額及び	額、	
	所得地方法人税額	所得地方法人税額及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（次条第一号において「特別措置法」という。）第十八条第一項に規定する防衛特別法人税の額	
地方税法施行令第五十七条の二の三第一号	額及び	額、	
	所得地方法人税額	所得地方法人税額及び特別措置法第十八条第二項に規定する防衛特別法人税の額	

2　租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。第一号及び第二号において同じ。）、第四十二条の十四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定の適用がある場合における法第四章第四節の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法第二十一条第一項第一号に規定する防衛特別法人税額は、当該防衛特別法人税額から当該防衛特別法人税額に係る基準法人税額（法第十条に規定する基準法人税額をいう。以下この項において同じ。）に含まれる租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号、第四十二条の十四第一項及び第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項及び第九項並びに第六十三条第一項の規定（次号及び第三号において「特別税額加算規定」という。）により加算された金額に百分の四を乗じて計算した金額に当該防衛特別法人税額に係る課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を控除した金額とする。

二　法第三十三条第一項に規定する防衛特別法人税の額は、当該防衛特別法人税の額から当該特別法人税の額に係る基準法人税額に含まれる特別税額加算規定（租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号の規定を除く。）により加算された金額に百分の四を乗じて計算した金額に当該防衛特別法人税の額に係る課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を控除した金額とする。

三　法第三十九条第二項に規定する防衛特別法人税の額は、当該防衛特別法人税の額から当該特別法人税の額に係る基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額に百分の四を乗じて計算した金額に当該防衛特別法人税の額に係る課税標準法人税額を乗じてこれを当該基準法人税額で除して計算した金額に相当する金額を控除した金額とする。

3　租税特別措置法施行令第三十九条の十二の二の規定は、法第四十三条第十二項において準用する租税特別措置法第六十六条の四の二の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第三十九条の十二の二第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予」（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第十二項（防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

4　前項の規定は、外国法人の租税特別措置法第六十六条の四の三第一項に規定する本店等と恒久的施設との間の同項に規定する内部取引につき、法第四十三条第十四項において同条第十二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項中「第四十三条第十二項（一）とあるのは「第四十三条第十四項（一）と、「特例等」とあるのは「特例等」において準用する同条第十二項」と読み替えるものとする。